

「ふくおかアスリートキャリア応援企業」登録制度 実施要領

1 目的

この要領は、企業・事業所（以下「企業等」という。）の「ふくおかアスリートキャリア応援企業」登録制度について必要な事項を定めるものとする。

2 登録制度の内容

本登録制度は、アスリート雇用に関心を持つ企業等を「ふくおかアスリートキャリア応援企業」として募集・登録することにより、アスリート雇用を促進するものである。

福岡県（以下「県」という。）は、登録した企業等（以下「登録企業等」という。）に登録証を交付するとともに、県ホームページ等で広く紹介する。

なお、本登録制度に関する業務は、人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課が所管する。

3 募集概要

（1）募集対象

福岡県内に事業所等を置き、競技活動と仕事の両立を希望するアスリートや引退後のアスリートの雇用を検討・実施している企業等。

（2）申請方法

登録を希望する企業等は、「ふくおかアスリートキャリア応援企業」登録申請書を県に提出する。

4 登録等

（1）県は、企業等から登録申請があった場合、「8 登録の取消」の事由に該当するか否かを確認した上で、登録企業等として登録する。

（2）県は登録企業等に対し、登録証を交付する。

（3）登録の有効期間は、登録した年度の翌年度から3年間とする。

5 登録内容の変更

登録企業は、企業名、所在地、代表者名、連絡先などの登録内容に変更が生じた場合は、県に変更内容を連絡しなければならない。

6 登録更新

登録企業は、登録期間の最終年度に「ふくおかアスリートキャリア応援企業」登録申請書を県に提出することで、登録を更新することができる。

7 登録証の再交付

登録証の再交付申請は、破損等の理由を付して、「ふくおかアスリートキャリア応援企業」登録申請書を県に提出することにより行う。

8 登録の取消

県は、次の場合に登録企業等の登録を取り消すものとする。

- (1) 暴力団員が代表者又は役員である場合
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると判断される場合
- (3) 県の他の事業において、(1)又は(2)の理由により入札指名停止、認定取消、登録取消等の措置があった場合
- (4) 企業等としての福岡県での活動実態が無いと判断される場合
- (5) その他、県が適当ではないと判断した場合

9 地域貢献活動評価基準

県は、企業等から地域貢献活動評価に関する申請があった場合、次の(1)に該当し、かつ(2)、(3)のいずれかに該当する場合、地域貢献活動評価確認書を発行する。

- (1) 審査基準日(直前決算日)において有効な「ふくおかアスリートキャリア応援企業」である登録証の交付を受けていること。
- (2) 登録企業等が積極的にアスリート採用活動を行っていることが確認できること。
- (3) 県又は公益財団法人福岡県スポーツ推進基金が主催するアスリートのキャリア形成に関するセミナーに参加していることが確認できること。

10 県の支援等

県は、登録企業等に対してアスリートキャリアに関する情報提供を行う。

附則：この要領は、令和7年2月1日より施行する。